

# いずみ湖公園施設の利用申込みが始まります

## マレットゴルフ場・テニスコート・グラウンド・研修の家・キャンプ場

いずみ湖公園へ行こう!!自然の中でスポーツやアウトドアを楽しんでみませんか。

- 受付日時 平成25年4月2日(火) 午前9時～午前10時30分  
※受付は先着順とさせていただきます(電話での受付はいたしません)
- 受付会場 下諏訪総合文化センター 講習室(2階)
- 上記以降の利用申込み方法
  - ・4月3日(水)から各担当課(建設水道課 都市整備係・教育子ども課 子育て支援係)、住民環境課 総合窓口係およびインターネットで受け付けます。(インターネットでの予約は仮予約となりますので、7日以内に担当課各係または総合窓口係で本予約の手続きをしてください。)
  - ・受付時間は土・日・祝日を除き、毎日午前8時30分～午後5時15分までです。(電話での受付不可)
  - ※インターネットでの仮予約は24時間受付可能ですが、予約可能期間は利用する日の7日前までとなります。それ以降の予約はインターネットでは受け付けませんので直接各係窓口でお願いします。

### 【マレットゴルフ場・テニスコート・グラウンド】

■お問い合わせ先：建設水道課 都市整備係(内線246)

施設名	利用期間及び時間	使用料	
マレットゴルフ場 (現地管理棟 電話58-8560)	4月21日(日)～11月10日(日) ○午前9時～午後5時	個人利用	1人(1ラウンド) 200円 1人(1日) 300円
		団体利用 (総員50人以上)	1人(1ラウンド) 100円 1人(1日) 200円
テニスコート(全天候型8面) (現地管理棟 電話58-9772)	4月21日(日)～11月10日(日) 土・日・祝日のみ開園(8月は毎日開園) ○午前9時～午後6時	1面(1日)	6,000円
		1面(1時間)	800円
第1グラウンド(多目的) 第2グラウンド(サブ)	4月21日(日)～11月10日(日) ○午前5時～午後7時	1時間	500円

### 【研修の家・キャンプ場】

■お問い合わせ先：教育子ども課 子育て支援係(内線714)

施設名	利用期間	使用料等
研修の家 (40畳2室・30畳3室)	5月1日(水)～ 10月31日(木)	使用料は、利用者の住所・年齢等により細かく区分されています。詳しくは担当係までお問い合わせください。
キャンプ場		無料 ※許可は必ず受けてください! (寝具・テント等は、利用者がご用意ください。)

※町内に在住または在学する高校生以下の者が研修の家を利用する場合は使用料はかかりません。

※日帰りの利用時間帯は、午前9時から午後4時までです。

## 平成25年下諏訪町特定農地(菜園)利用抽選会のお知らせ

下諏訪町では、農業者以外の方が野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的に特定農地(菜園)の貸付を行っております。平成25年特定農地利用者を一般公募いたします。

- 抽選日時 平成25年3月1日(金) 午前9時30分
- 会場 下諏訪総合文化センター 小ホール
- 募集区画数 社東町1・4、東赤砂1、東山田1・2・3(6箇所 60区画 ほか数ヶ所数区画)
- 利用料 1,500円～3,700円(年間)面積等により異なります。
- ※整理券を当日、午前9時00分から、下諏訪総合文化センター小ホール入口にて配布します。
- お問い合わせ先 下諏訪町役場 産業振興課 農林係 電話27-1111(内線274)

ーもしものために加入しましょうー

## 平成25年度交通災害共済会員を募集しています

今、加入されている方も継続加入を

共済見舞金の内容		
災害の区分	共済見舞金額(円)	
	1口加入	2口加入
	1,000,000	2,000,000
180日以上医師の治療を要する傷害	100,000	200,000
150日	80,000	160,000
120日	60,000	120,000
105日	55,000	110,000
90日	50,000	100,000
75日	45,000	90,000
60日	40,000	80,000
45日	35,000	70,000
30日	30,000	60,000
15日	25,000	50,000
7日	20,000	40,000
7日未満医師の治療を要する傷害	15,000	30,000
7日以上医師の治療を要する傷害で、自動車安全センターの発行する交通事故証明書が得られないもの(軽車両による自損事故を除く)	15,000	30,000
身障見舞金1～2級(植物症含む)	300,000	600,000

近年の車社会において、交通事故はいつ我が身にふりかかってくるかわかりません。万一に備えて家族そろって交通災害共済に加入しましょう。(町外での事故も対象になります)

現在、各区の区長さん、町内会長さんを通じて加入促進が行われていますが、詳細は各戸にお配りしました募集チラシをご覧ください。

なお、現在加入されている方の共済期間は、3月31日で満了となりますのでご注意ください。

### 事故にあったら 必ず警察に届けましょう

※見舞金の請求時に交通事故証明書が必要となります。

◎会費は 年額1口 400円  
2口 800円

※年度の途中でも加入できます。会費は月割りとなります。

■お問い合わせ先  
下諏訪町役場 住民環境課 生活環境係  
27-1111(内線143)

## 3月の特設相談所開設のお知らせ

～ひとりで悩まないで、人権擁護委員にご相談ください～

- 日時 平成25年3月5日(火) 午前10時から午後3時まで
- 場所 下諏訪町老人福祉センター 2階 会議室
- 担当者 下諏訪町人権擁護委員
- 相談内容 毎日の暮らしの中で起こる様々な問題について相談を受け付けます。  
いじめ・体罰・不登校・児童虐待・部落差別・男女差別などの差別問題  
外国人の問題、家庭内(夫婦・親子・結婚・離婚・扶養・相続等)  
借地・借家、近隣のもめごと、悩みごとなど
- ※相談は無料で秘密は堅く守ります。難しい手続きもいりません。  
予約等も必要ありませんので、直接会場にお越しください。

行政相談について(予約不要)

当日は、同じ会場で国行政相談委員による行政相談所も併設します。  
時間は午後1時から3時までです。お気軽にお出かけください。

人権擁護委員の紹介  
平成25年1月に  
再任された

久保田 みすず  
さん



五官